

社会福祉法人もろ栄福社会法人理念及び事業計画

- 1 法人理念 「誠の絆」
- 2 運営方針
 1. ご利用者様の人権を尊重し、自立を支援します。
 1. ご利用者様の健康維持、増進、生命の安全確保を図ります。
 1. ご利用者様の自主性、自発性を尊重します。
 1. ご利用者様やご家族との信頼による絆を大切にします。
 1. 地域と共に歩み、地域に愛される施設創りを目指します。
- 3 入所定員 各ユニット 10名 合計 50名
(老人短期入所事業利用定員 10名)
- 4 職員定数 施設長 (1名)、副施設長 (1名)、医師 (嘱託医 1名)、事務職員 (4名)
介護支援専門員 (1名)、生活相談員 (1名)、看護職員 (3名)、
機能訓練指導員 (1名 看護師兼務)、管理栄養士 (1名)、
介護職員 (24名)
- 5 事業開始年月日 平成 17 年 10 月 1 日
- 6 サービス提供の取扱方針
 - (1) サービス提供の基本方針
入居者の生活様式及び生活習慣を尊重し、自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、必要な援助を行います。
入居者又はご家族に対しサービスの提供方法について説明を分かりやすく行います。
 - (2) 施設サービス計画の作成
サービス計画は、看護職員、介護職員、栄養士、リハビリ部門、相談員等の各分野からの調査、意見等を参考に検討し、入所者やご家族の要望を最大限取り入れ、日常生活全般を支援する観点から介護支援専門員が施設サービス計画の作成を行います。
 - (3) 介護
各ユニットにおいて入居者がいきいきと、またゆつくりと、その人らしく、自立的な日常生活を営めるよう支援していきます。
 - ①食事
ユニットごとに、ダイニングにて明るく楽しい家庭的な雰囲気の中かで食事が

出来るよう支援していきます。

②排泄

- I) 心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- II) 入居者それぞれの排泄パターンを把握し、オムツ使用の減少へと導くよう努めていきます。

③入浴

- I) 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に対し、その意向に応じて適切な回数の入浴の機会を提供していきます。
- II) 入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合には清拭をもって入浴の機会の提供に代えるものとします。

④着替え

- I) 着替えについては、必要な範囲のみ援助し、自立向上を図る。
- II) 生活の場であることを踏まえ、寝巻きと普段着の区別を行う。

⑤整容

- I) 洗面、髪を梳く、髭剃り、歯磨きなどの身だしなみを整え、快適な生活を過ごして頂けるよう援助します。

(4) 食事

栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供し入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。また、適温に配慮し入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

本施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(5) 生活相談、趣味活動等への支援、家族との連携及び外出機会の確保

入居者への心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

そして、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(6) 機能訓練

本施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて個別のプログラムを作成し、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 健康管理

施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

協力病院	竹村内科腎クリニック	電話	0289-60-7577
	川入歯科	電話	0289-76-3740

(8) 衛生管理

入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

(9) 苦情処理

苦情に関して、窓口を設置し、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応し、内容の記録を行う。

また、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者、国民健康保険団体連合会等が行う調査に協力するとともに、保険者、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導員又は助言に従って必要な改善を行うとともに、改善の内容を保険者、国民健康保険団体連合会に報告する。

(10) 事故発生時の対応

入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるとともに、採った処置を記録する。又、事故発生時における職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを作成し、職員に徹底する。

7 日課

入居者の生活様式及び生活習慣を尊重し、自立的な日常生活を営むことができるようにするため、一律した日課を設けないこととする。

食事及び入浴に関しては、それぞれ提供可能な時間帯を提示してあるが、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事及び入浴の機会を提供するものとする。

	日 課	時 間
食 事 ・ お や つ	朝 食	午前 7時 30分～
	お や つ	午前 10時 00分～
	昼 食	正午 0時 00分～
	お や つ	午後 3時 00分～
	夕 食	午後 6時 00分～
入 浴	午 前	午前 9時 00分～午前 11時 50分
	午 後	午後 2時 00分～午後 5時 50分

8 年間行事

行事に関しては、各ユニットにおいて企画運営をし、入居者が自立的な社会関係を築くことができるように支援する。そして、行事をとおして四季を感じて頂けるように行うこととする。

9 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 もろ栄福祉会（以下「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

入所申込から入所決定・契約までの流れ

社会福祉法人 もろ栄福社会
特別養護老人ホーム おりづる

入所申込

- ① 「入所申込書」に必要事項を記入して下さい。
- ② 介護支援専門員に「入所に係る意見書」等の記入をお願いして下さい。
- ③ 主治医に「診療情報提供書」を、おりづる嘱託医宛に記入をお願いして下さい。
- ④ 上記①と②と③の書類と、「介護保険被保険者証」の写しを、おりづるまで持参して下さい。
- ⑤ 書類の確認後、必要に応じて現在の生活状況などを確認に伺います。



一次判定実施

「入所申込者評価基準」により点数化し順位付けを行います。



入所検討委員会

2次判定実施

個別事情等も含めて総合的に検討します。



入所意思確認

入所にあたり、健康診断書を提出して下さい。



入所決定・契約